

資 料 提 供
平成 26 年 8 月 12 日
少 子 化 対 策 監 室
子 育 て 支 援 課 長 坂 上 理 八
外 線 225-1421 内 線 4067

「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」の改正案に対する パブリックコメントの実施について

1 趣 旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）に基づき、本年 4 月 30 日に「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）が制定されました。

これを受けて石川県では、現在、「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」（平成 18 年石川県条例第 40 号）で定めている幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準の改正に向けた検討を進めています。

この度、条例の改正案について、広く県民の皆様からご意見をいただき、参考とさせていただきたいと考えています。

2 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成 26 年 8 月 13 日（水）～平成 26 年 8 月 26 日（火）

（郵送の場合は、8 月 26 日（火）の消印有効とします。）

(2) 募集内容

「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」の改正案についての意見

(3) 閲覧資料

「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」の改正案の概要について」

(4) 資料の入手方法

- ① 県のホームページからダウンロードできます。
- ② 次の県内 9 か所で閲覧できます。
 - ・ 石川県健康福祉部少子化対策監室（金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 県庁 10 階）
 - ・ 石川県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 県庁 1 階）
 - ・ 県小松県税事務所（小松市園町ハ 108 番地の 1）

- ・ 県中能登総合事務所 (七尾市小島町二部33番地)
- ・ 県奥能登総合事務所 (輪島市三井町洲衛10部11番1)
- ・ 南加賀保健福祉センター (小松市園町ヌ48番地)
- ・ 石川中央保健福祉センター (白山市馬場2丁目7番地)
- ・ 能登中部保健福祉センター (七尾市本府中町ソ部27番9)
- ・ 能登北部保健福祉センター (輪島市鳳至町畠田102番4)

3 意見の提出について

(1) 提出方法

意見様式(別紙)に住所、氏名、意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、電話、口頭での意見は受け付けることはできません。

(2) 提出先

- ① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部少子化対策監室保育グループ
- ② FAX 076-225-1423
- ③ 電子メール kosodate@pref.ishikawa.lg.jp

4 意見の取扱い

- (1) 集約した意見は条例改正の参考とさせていただきます。
- (2) 意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表します。なお、意見に対する個別の回答は行いません。
- (3) 個人が特定できるような情報は一切公表しません。

<お問い合わせ先>

石川県健康福祉部少子化対策監室保育グループ

金沢市鞍月1丁目1番地

TEL : 076-225-1421

FAX : 076-225-1423

Email : kosodate@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」の改正案の概要について

1 背景

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。）に基づき、本年4月30日に「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）が制定されたことを踏まえ、「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」（平成18年石川県条例第40号）を改正する。

※金沢市内の施設については、金沢市で定める条例が適用されます。

2 改正案

（1）内容

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を改正する。

（2）基本的な考え方

- ① 施設の人員配置基準や面積基準については、国が示した基準に準じて規定する。
(別紙参照)
- ② ①のほか、適正な施設運営の確保のため必要なものを県独自の基準として規定する。
(下記(3)参照)

（3）県独自の基準

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年石川県条例第62号）で保育所について定めている独自基準と同一の内容

- ① 災害対応マニュアル策定の義務化
- ② 虐待防止責任者の設置及び職員研修の努力義務化
- ③ 児童の処遇に関する記録等の保存期間の延長（5年間に）
- ④ マイ保育園事業実施の努力義務化

3 条例施行日

改正認定こども園法の施行日から施行する。（平成27年4月1日施行予定）

◎改正案（施設の人員配置基準及び面積基準関係部分）の概要

項目		現行	改正後
学級の編制		満3歳以上の園児について学級を編制 (1学級の園児は原則35人以下)	同 左
職員配置		0歳 3:1 1,2歳 6:1 3歳 20:1 4,5歳 30:1 さらに満3歳以上の園児については 1学級につき1人以上の専任職員を配置	同 左
教育・保育にあたる職員の資格		保育士資格及び幼稚園教諭免許の併有が望ましい	※改正認定こども園法において職員の保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を義務化 (5年間の移行措置あり)
設備	園舎・保育室等	(1) 0~2歳児 保育所の保育室等の基準 乳児室 1. 65㎡/人 ほふく室 3. 3㎡/人 保育室 1. 98㎡/人 (2) 3~5歳 次のいずれかの基準を満たすこと ①幼稚園の園舎の基準 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ (さらに1学級増えるごとに100㎡増) ②保育所の保育室の基準 1. 98㎡/人	(1) 0~2歳児 同 左 (2) 3~5歳 幼稚園の園舎の基準及び保育所の保育室の基準を <u>いずれも満たすこと</u> ※既存施設から移行する場合は、現行基準どおり
	園庭	○面積 次の面積を合算したもの (1) 2歳 3. 3㎡/人 (2) 3~5歳 幼稚園及び保育所の基準を いずれか満たすこと ①幼稚園 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ (さらに1学級増えるごとに80㎡増) ②保育所 3. 3㎡/人	○面積 次の面積を合算したもの (1) 2歳 同 左 (2) 3~5歳 幼稚園及び保育所の基準 <u>のいずれか大きい方を満たすこと</u> ※既存施設から移行する場合は、現行基準どおり
		○場所 原則園舎と同じ敷地内か隣接地 ※一定の条件を満たせば代替地の利用可能	○場所 同 左
	調理室	0~2歳 外部搬入不可 3~5歳 原則設置 (ただし外部搬入も可能)	同 左 ※ <u>食事を提供する児童の数が20人未満の場合、加熱等ができる調理設備のみで可</u>

別紙

提出先 FAX 076-225-1423 (石川県健康福祉部少子化対策監室)

「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」の 改正案について 【意見様式】			
氏名		電話番号	
住所			
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	<input type="checkbox"/> 20歳未満 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳以上
職業	<input type="checkbox"/> 会社員・団体職員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 教員・公務員 <input type="checkbox"/> その他		
【意見】			

注：ご意見は、1項目につき1枚でお願いいたします。

記入欄が不足する場合は、用紙を追加してご記入ください。